

令和8年3月25日

関係者各位

林業労働安全協会福島県支部
支部長 平子 作磨
登録番号 T2010405001854

車両系木材伐出機械運転業務特別教育（学科講習）について

平成26年11月29日に労働安全衛生規則の一部が改正され、「伐木等機械の運転の業務」「走行集材機械の運転の業務」「簡易架線集材装置の運転の業務」は、特別教育を必要とする業務に追加されました。

平成26年12月1日までに各機械の運転に6ヶ月以上従事した経験を有する者は、実技教育の全部の科目を省略することができます。当支部では、労働安全衛生規則37条の規定に基づき、特別教育の科目の省略（学科教育の一部、実技教育の一部）を適用して実施いたしますので、省略に必要な書類（修了証の写し、実務経験証明書等）を添付して申し込んでください。

- 1 受講資格 満18歳以上で上記の条件を満たす方。それ以外の方は別途実技教育の受講が必要ですでお問い合わせください。

※ 実技講習は車両系建設機械運転技能講習、小型車両系建設機械の運転の業務に係る特別教育又は不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育の修了者であること。

2 講習区分

運転業務区分 (道路上を走行させる運転を除く)	機械区分	含まれる機械 (例えば)
走行集材機械の運転の業務	車両の走行により集材を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものいう。	・フォワーダ ・スキッド ・集材車 ・集材用トラクター（ブルも含む）
伐木等機械の運転の業務	伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものいう。	・ハーベスター ・プロセッサ ・フェラーバンチャ ・木材グラップル機 ・グラップルソー
簡易架線集材装置の運転の業務	集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに付属するものにより構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬設備をいう。	・スイングヤーダ ー ・タワーヤーダ ー ・集材ウインチ機

3 開催日時・開催場所

月 日	時 間	開催地	会 場
5月25日(月) ～ 26日(火)	9時00分 ～ 17時00分	郡山市	福島県林業研究センター 研修本館 郡山市安積町成田字西島坂1 TEL 024-945-2231 (問い合わせは 024-523-3307 へ)

【車両系木材伐出機械の特別教育カリキュラム】(学科)

このカリキュラムは「免除後」のカリキュラムです。

1 日 目 (5 / 2 5) 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

科 目 等	講 習 時 間	
	実施時間	免除時間
① 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育		
ア 走行集材機械に関する知識	1 時間	
イ 走行集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識	1 時間	
ウ 走行集材機械の作業に関する知識	2 時間	
エ 走行集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	1 時間	
オ 関係法令	1 時間	
小 計	6 時間	
①-2 関係法令 ②のオと③のオをまとめて1時間実施	1 時間	

2 日 目 (5 / 2 6) 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

② 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育		
ア 伐木等機械に関する知識	1 時間	
イ 伐木等機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識		1 時間
ウ 伐木等機械の作業に関する知識	2 時間	
エ 伐木等機械の運転に必要な一般的事項に関する知識		1 時間
オ 関係法令	(1 時間)	(1 時間)
小 計	3 時間	3 時間

[免除措置]

①の修了者は、②の「イ」「エ」の科目は免除となる。

③ 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育		
ア 簡易架線集材装置の集材機及び架線集材機械に関する知識	1 時間	
イ 架線集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識		1 時間
ウ 簡易架線集材装置及び架線集材機械の作業に関する知識	2 時間	
エ 簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	1 時間	
オ 関係法令	(1 時間)	(1 時間)
小 計	4 時間	2 時間

[免除措置] 関係法令は3科目分をまとめて1日目に2時間で実施する。(①-2)

②の伐木等の運転の業務に係る特別教育修了者は③の「イ」の科目は免除となる。

機械集材装置の運転の業務に係る特別教育修了者は③の「ウ」の科目が免除となる。

総 計	1 4 時間	5 時間
-----	--------	------

①と①-2までを1日目に実施する。

4 受講料等 (テキスト代、消費税を含む)

講習科目 (①②③) 受講者 このうち 機械集材装置運転業務特別教育修了者	一般 36,000円 (内10%消費税3,272円) 一般 32,000円 (内10%消費税2,909円)	会員 32,000円 (内10%消費税2,909円) 会員 29,000円 (内10%消費税2,636円)
講習2科目受講者	一般 28,000円 (内10%消費税2,545円)	会員 26,000円 (内10%消費税2,363円)
講習1科目受講者	一般 20,000円 (内10%消費税1,818円)	会員 18,000円 (内10%消費税1,636円)

5 募集人員 40名 定員になり次第締め切ります。

6 申込方法 〒960-8043 福島市中町5番18号 実施会場には送付しないこと
林材業労災防止協会 福島県支部
Tel 024-523-3307 FAX 024-521-1308

電話等で受講の可否を確認の上、申込書に写真(縦3cm×横2.5cm)を添えて当支部あて送付し、受講料を振り込んでください。(写真は1年以内に撮影したもの)なお、それぞれの区分ごとに免除に該当する書類、修了証の写し等を添付してください。

【添付書類】

実技免除者 実務経験証明書
実技実施者 車両系建設機械の技能講習または特別教育の修了証の写し

用紙2の1① 走行集材機械の運転の業務 (安衛則第36条第6号の3)
用紙2の2② 伐木等機械の運転の業務 (安衛則第36条第6号の2)
用紙2の3③ 簡易架線集材装置等の運転の業務 (安衛則第36条第7号の2)

※ 「実務経験証明書」の書類に虚偽の記載があると認められた場合は、修了書を交付できないことがあります。また、罰せられますので十分注意してください。

実務経験証明書の用紙は科目別に3種類ありますので、該当するもので作成してください。書類は5月1日必着

<p>受講料振込口座 東邦銀行本店営業部(普通) 14449 林材業労災防止協会福島県支部 支部長 平子 作磨</p>

7 修了書交付 定められた講習時間を受講した者に対し修了書を交付します。
実技講習が必要な方は実技終了時に交付します。

8 その他 不明な点はお問い合わせください。
3科目受講者を対象とした時間省略のカリキュラムを組んでおりますので、①以外の②③のみを受講する場合でも2日間受講していただきます。
ご承知の上お申し込みください。

9 持参品 筆記用具、昼食(各自ご準備ください)
ごみの持ち帰りにご協力ください。

令和8年3月25日

関係者各位

林材業労災防止協会福島県支部
支部長 平子 作 磨
登録番号 T2010405001854

車両系木材伐出機械運転業務特別教育（実技講習）について

車両系木材伐出機械の特別教育（学科）修了者を対象にした実技教育を下記のとおり開催いたします。

1 受講資格

車両系木材伐出機械運転業務の学科教育修了者で実技免除に該当しない者。

車両系建設機械運転技能講習、小型車両系建設機械の運転の業務に係る特別教育又は不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育の修了者であること。（修了証の写しを提出する。）

簡易架線集材装置の受講者のうち機械集材装置の運転に係る特別教育の修了者は、ワイヤーロープの取り扱い（4時間）が免除になるので、修了証の写しを添付すること。

2 講習区分

運転業務区分 (道路上を走行させる運転を除く)	機械区分	含まれる機械 (例えば)
走行集材機械の運転の業務	車両の走行により集材を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものいう。	・フォワーダ ・スキッド ・集材車 ・集材用トラクター（ブルも含む）
伐木等機械の運転の業務	伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものいう。	・ハーベスター ・プロセッサ ・フェラーバンチャ ・木材グラップル機 ・グラップルソー
簡易架線集材装置の運転の業務	集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに付属するものにより構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬設備をいう。	・スイングヤーダー ・タワーヤーダー ・集材ウインチ機

3 開催日・開催場所

受付締切後に班編制を行い、5月27日（水）～29日（金）に県南地区で実施します。

4 集合場所・時間

班編成後、学科講習の際にご案内します。

5 カリキュラム

科 目 等	講習時間
① 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	
走行集材機械の作業のための装置の操作	3 時間
小 計	3 時間
② 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育	
伐木等機械の作業のための装置の操作	4 時間
小 計	4 時間
③ 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育	
簡易架線集材装置の集材機の運転及び架線集材機械の作業のための装置の操作	3 時間
ワイヤーロープの取扱い (機械集材装置運転業務特別教育修了者は免除)	4 時間
小 計	7 時間
総 計	14 時間

6 受講料 (消費税を含む) と振込先

講習種別	一 般	林災防会員
走行集材機械の運転業務に係る特別教育	19,000円 (10%消費税 1,727円)	18,000円 (10%消費税 1,636円)
伐木等機械の運転の業務に係る特別教育	21,000円 (10%消費税 1,909円)	20,000円 (10%消費税 1,818円)
簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育 (機械集材装置の運転の業務に係る特別教育修了者)	31,000円 (10%消費税 2,818円) 17,000円 (10%消費税 1,545円)	29,000円 (10%消費税 2,636円) 16,000円 (10%消費税 1,454円)

受講料には消費税を含みます。複数科目受講の場合は合算した金額となります。

受講料振込口座 東邦銀行本店営業部 (普通) 14449

リンダ イョウワキタイウキョウカイフクシマケンブ シブチョウ タイロコ サカマ
林業業労災防止協会福島県支部 支部長 平子 作磨

- 7 修了書交付 定められた講習時間を受講した者に対し修了書を交付します。
- 8 持参品 学科講習時に指示されたもの、昼食(各自ご準備ください)
ごみの持ち帰りにご協力ください。
- 9 問い合わせ先 024-523-3307 鈴木・加藤

- 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育
- 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育
- 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育
(受講する講習に☑を記入すること)

講習受講申込書

※修了証番号 号 受付第 号

フリガナ 氏 名	性別	生年月日	昭和 平成	年	月	日
	男 女					
現住所		〒 ー				
		連絡先電話： ()				
所 属	事業所名					
	所在地	〒 ー 電話番号 ()				

年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会 支部長 殿

受講申込者氏名 _____

(備考)

1. 写真(3cm×2.4cm)は2枚必要です。1枚は申込書に貼付、もう1枚は修了証用ですので、仮添付してください。
2. ※印は、記入しないでください。
※講習期間中は、受付で本人確認をします。
3. 科目の省略を受けることができる技能講習又は特別教育を修了している方は、その修了証のコピーを添付してください。

仮 添 付	写 真 (3cm× 2.4cm)
-------------	-------------------------------